

公共交通維持確保改善事業委託業務 仕様書

1. 業務名

この委託業務の名称は、「公共交通維持確保改善事業委託業務（以下、「本業務」という。）」という。

2. 目的

宮古島市（以下、「本市」という。）においては、高齢社会の進行に伴う免許返納者の増加、また、コロナ収束後における入域観光客の大幅な増加による２次交通不足等、公共交通事業を取り巻く環境が大きく変化している。

そのため、市民および観光客の地域公共交通に対する新たなニーズを考慮した公共交通の提供が行えるよう、令和５年度に公共交通の基本方針となる「宮古島市地域公共交通計画」（計画期間：令和６年度～令和１０年度）を策定した。

本業務は、「宮古島市地域公共交通計画」を踏まえ、地域の特性に応じた生活交通の確保を維持していくとともに、持続可能な公共交通ネットワークの構築を図ることを目的として、データの整理・分析・考察等を行うものである。

3. 業務期間

契約締結日から令和７年３月１０日（月）まで

4. 提出書類

受託者は、本業務の実施において、次の書類を提出するものとする。

- (1) 業務実施計画書（業務見積書を含む）【契約時】
- (2) 着手届【着手時】
- (3) 管理責任者等の通知届【着手時】
- (4) 業務工程表【着手時】
- (5) 完了届（納品書を含む）【完了時】
- (6) 業務に係る経費内訳書及び証憑書類【完了時】
- (7) その他、委託者が指示する書類

5. 業務内容

本業務では、以下の項目について実証するとともに、実施にあたっては受託者が有する知見等を積極的に活用し、業務目的の達成を図るものとする。

(1) 地域特性の整理

既存の統計データ等から人口推移、地区別の人口、人口分布、入域観光客数の推移、人の移動状況などを整理する。

(2) 公共交通の現況整理

市や交通事業者からの提供データ等をもとに市内で運行する路線バスおよびタクシーの運行状況、利用状況、収支状況等を整理する。

なお、利用状況については、7月～9月、10月～1月の期間において、それぞれ2週間程度の調査期間を設け実施するものとし、事前に市と協議した上で、決定するものとする。

(3) 市民および観光客向け需要調査

公共交通の利用状況やサービスに対する満足度および市内における移動需要等を把握し、将来の公共交通のあり方を検討するにあたっての基礎資料として活用するため、市民および観光客向けアンケート調査およびヒアリング調査を実施する。

なお、アンケートおよびヒアリング調査の内容、実施時期等の詳細については、事前に市と協議した上で、実施するものとする。

(4) 利用者および交通事業者向け実態調査

①路線バスおよびタクシー利用者向けアンケート調査

路線バスおよびタクシーの利用者を対象に、属性（性別、年齢、居住地など）、利用特性（目的、頻度など）や運行サービスに対する満足度を把握するため、アンケート調査を行う。

なお、アンケートの内容については、事前に市と協議するものとする。

②交通事業者アンケート調査

市内で運行する路線バス事業者、タクシー事業者を対象に、地域公共交通の利用特性、運行上の問題点や課題、公共交通の見直しにあたって留意すべき点などを把握するため、アンケート調査を行い、必要に応じてヒアリング調査を実施する。

なお、アンケート調査の内容、ヒアリング調査等の詳細については、事前に市と協議するものとする。

③公共交通情報発信調査

市内の公共交通における対外的な情報発信状況を把握するため、事業者ホームページ、観光情報発信サイト、各停留所等の現状調査を実施し、課題の整理を行った上で、今後のあり方について検討する。

(5) 公共交通以外の輸送手段にかかる現状整理および実態調査

①公共交通以外の現況整理

スクールバスや通院・通所にかかる送迎バス、ホテルの送迎バス等、市内における公共交通以外の輸送手段について整理する。

②関係者向けアンケート調査

公共交通以外の輸送手段にかかる関係者（病院、介護施設、宿泊施設など）を対象に、運行上の問題点や課題、今後の公共交通への転換を見据え、留意すべき点などを把握するため、アンケート調査を行い、必要に応じてヒアリング調査を実施する。

なお、アンケート調査の内容、ヒアリング調査等の詳細については、事前に市と協議するものとする。

(6) 公共交通網の見直し基本方針の検討

上記、(1)～(5)の調査で得られた市民意向や観光客の動向、地域特性等を分析し、既存路線バス路線の再編、また、路線バスの補完機能を持つ公共交通手段の役割を整理した上で、目指すべき公共交通網を設定し、交通拠点、提供すべきサービス水準、公費負担のあり方等について検討する。

(7) 業務執行に対する市との協議

業務の適正かつ円滑な執行のため、市と協議を行うものとする。

協議は業務期間中3回以内を基本とし、リモートでの実施や参加人数の絞り込みなど、経済性を踏まえた実施を検討すること。

(8) 報告書の作成

業務内容を取りまとめ、報告書を作成する。

(9) その他の追加提案

仕様書に記載する項目の他、本業務遂行において効果的な提案があれば、追加事項を提案する。

6. 成果物

本業務の成果物として、報告書（A4版簡易製本）2部、電子媒体1部を提出すること。なお、成果物における著作権等の知的財産権利は、原則として宮古島市の帰属とする。

7. 納入場所

宮古島市 企画政策部 企画調整課

8. 業務実施上の注意

受託者は、業務実施にあたって以下の各号を遵守しなければならない。
市と十分な協議のうえ本業務を実施すること。

- (1) 業務を円滑・適正に運営するための組織・人員体制を確保すること。
- (2) 本業務の経理は、他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (3) 本業務の実施や成果の提出において、第三者の知的財産権等を侵害していないことを保証すること。
- (4) 個人情報等の保護すべき情報の取り扱いに万全の対策を講じること。
- (5) 本業務に関して提出した実施計画書に変更が生じた場合は、速やかに変更の実施計画書を提出し、市と協議すること。
- (6) 契約期間中は本業務の進捗状況を随時市へ報告し、遂行すること。
- (7) 事業の着手・実施・完了にあたって必要書類を提出するほか、本業務にかかる関係書類は他の業務のものと明確に区分して整理すること。
- (8) 業務の遂行にあつては、業務日報を作成する等、書面によりその結果を確認できるよう整備すること。
- (9) 本業務に係る書類について、業務完了の翌年度から5年間保管すること。

9. その他事項

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議する。